松浦記集成

四

共五

和書門 類 二九三八四 號 一一〇 函 五 架 五 冊

内閣文庫 和書 類 二九三八四 號 五 冊 一七六 一 架

内閣文庫
番號 和 29384
冊數 5 (4)
函號 176 105

国立公文書館
National Archives of Japan

松浦記集成

玉島川　聖母大明神ノ祀ニアリ

賤ケ里　諏訪大明神ノ祀ニアリ

虹ケ濱　同

濱崎　同

子をまる　同

汚穢　同

包石　同

振巾山　鏡山

鰭振山ト云ハ雲州抄万葉集等ニハ領巾麾山ト書リ

日本政府図書
内一〇七七九號

宣化天皇の御宇に当て三韓の内にて新羅国と任那国と争
出来りければ是を静めんが為大伴狭手彦検唐使の勅命を
蒙り彼地に趣きし時に狭手彦の妻松浦佐用姫別れを惜
しみ此山上に登りて衣の袖を振り遥に呉行船を招き魂
を消し歎きしや　其事哀ありければ是より指南をと八雲
御抄に出たり　只松浦の岸は遠く隔てゝ見れば田舎の女
に到りなきいつられ終に只思ひ沈めの石となりぬ是すなはち姫の
霊神望夫石也　肥前国風土記に曰昔し宣化天皇の御時大伴
の狭手彦任那の国を静めに兼て百済国を救はんが為に詔を
申請肥前国松浦郡篠原村に於て佐用姫を娶りとして
契りけり其より別るゝに臨みて遣はすに船の如くに鏡を與へり

て是を帰に此の鏡を懸てしみ流れて栗川を渡る時彼の鏡川
に沈みぬ狭手彦の船は遥かに去りければ松浦の岸
に登りて袖を振上て招きしが此所に見ゆの峯を領巾麾
山と云とや

忘れめや契りしの人も今は又鏡の山乃端の月　讀人不知

松浦潟遠きつる涙も唐土の方にありし袖とぬるかな　陀阿上人

昨の船も唐土にあこがれ松浦の山の峯を流しき

佐用姫の神なるか松浦山唐土望み名残か有り　細川幽斎

狭手彦百済国にて在陣する者を唐にて松浦狭手彦悉く唐
の是時にて宮に入り唐大臣の所にて来り狭手彦唐の手にて古
を摘り唐の手にて嫌ひ唐を流し殺し其後を持

有りしとや
此山を鏡山と云事昔神功皇后三韓征伐の時玉嶋川にて祈らし
を奉る事ありしに此山にて祈りし給ひて鏡を掛させ給ひし此
時此山に其御鏡を納め給ふに依て鏡山と名付と云へり御鏡を
石となりて此山に有と云へり俗に鏡岩と云其石を石となりと云是
なり鏡を祭る又山の禁礼社壇の傍に立て神と名付て岩組の崇敬ある
所有りたしとて神霊の有所なれとて死人を通すまじきと云伝有り又
閼伽水の池 観世音の前に石あり此石に標を掛けられしとまつりより
云伝へたり何事も御鏡石と云なれ是此山を七面山とも云ふや
膳の沼 鏡宮に渡し旅伏鏡村の東に有り又此所は弁才岳と云
山有り何事の上にと云やと問ければ鏡村の者何事も知らずと

云此何申りけれハ鰭振山の西に続て少し小高き所あり是を弁才岳と
云此所に一社を勧請ありと云所の者ハ鏡山の西に高き所ありそれハ其峯
に登りけるに爰を通りけるに怪敷事有て跡をつけて上り見るに石に
旅伏の云しにおかしき連てありけり石を切て置けし此二つ所に唐金の赤
銅の其中に浮の珠数有りて右旅伏に言けれハ是も細く荒れて後の
檜隈宣化天皇の御宇同二年丁巳九月大伴狭手彦百済国に赴
きし時鏡一面太刀一振此物一品を残して佐用姫に贈りしの紀
形見とおもふ鏡ハ狭手彦の跡を追て来て久里川を渡りし時落して
水中に沈め此物と太刀を捨て松浦山の岸に至りて後ハ形も
見えず其時云伝へハ此二つ品のかたみを此弁才岳の岸にかくして
田ノ嶋の山に登りけるなり形見は今にてハ所々に其跡あると

消ゆる其後石と化りて末世を佐用姫か石神と偽られたる見苦しさ
ことに例れし後也夫より鏡村ありし一条のかゝる石を切
崩し此弁才天に並ふ所上に小さき祠を建て弁才天と崇め祭る又
外に鹿金の赤銅の中にの振袖物一つ在りしとや此中にのこる
ハ画像に刻まれたる是こそ此所にハ有りし弁才天の持たまひし所
に弁才嶽と云ふにや弁才天御祭りし所にや昔日に佐用姫か石
神と崇めし所に此所に佐用姫を弁才天と祭り始めし

玉葛の旧跡　　鏡村

玉葛ハ内侍ハ村上天皇の御宇康和二壬戌年頼の上の姫君にて都
を憚り給ふて御船にて翔てより此筑紫に隠れんと有りし安芸の
方のあるかし
雲の上ニ心留めて筒先の竹の根元に臥せし
世に流れしたまひし此松浦の里に知らせし給て後に隠れ住みけれは
さらに海辺の葦の葉の打寄せ隠れて此穴室に忍ひてまします
をそこは如何に御身を送り漸く御年十七才に成り玉ひて世にお
はし静かなりけれハ都に登り光る君をたのみ君と頼ミまつる
玉鬘の北の方と成り給ひ光る源氏の御子君の子とまします
ものとて世を忍ひ給ひしを此玉葛とそ申し伝へし也

静まるしき庵のゝ住ミ出て帰り来るまゝに思ひ知られて
忠信なりしや狐忠信と出のつゝみ中に狐なりて若君を守り
ありしてり目出度うりしとや今ハ見る室なる跡して狐狸
の栖となりぬ玉かつらの依の住み松浦の梅豆羅の里に
至るといふ　都に帰る時ぞ来ぬらし
浮舟を漕ぎ分けて中々心に泊と言ふとも行く末

川上の里　唐土ともいふ　平原村

欽明九年戊辰秋大伴ノ狭手彦朝に帰る唐の時も浜辺
旅立出されしにより川にて又同所浜辺の渚なる此所に佐
用姫のまた神になりてまたに君の後姿を見てはこゝにこれを聞く
末の世迄かくれなしこゝにこれハ狭手彦渡海して其所を去らん
としに留りてゆくとは是より事なる哉と云狭手彦是に相添る先帝の命
を蒙り百済国に到り兵の其事の別離より川にて彼是不
に至るとも如何や殊更不浄の所なれば遠き道也上下先都
に登り帰つまで来る年に帰りけり先此所より再田を好り
て後人しと霊仏を遊しける船道に仏法流布しけれ漸
都よりもてはやされ増ゝ仏法流しに知らせ今者のたよりて空し

し故に登りしに我か蘇我の稲目の臣下に至りて此者云りき
肥前国松浦郡に唐土より仏法の道師渡りしとや承れとも今
都に物部の大連守屋は拳閣して此方仏法流布に依て我
国の神祇崇りたまひの悪病流行万民の苦しみとなる
故に語りをし申下し仏像を難波の堀江に捨て寺を焼失せし
めん依て其の道師未だ其の時に居あひて其所より下り先陥
唐土へ立帰りしと云稲目の命令によつて松浦を求ねて渡りて帰る
其後二人狭手彦と一所に来朝して百済国の曇恵道深
と云二人の沙門此川上に至りて此所に来りて都に登りしに
と又度を以しりと云けれは稲目の臣下某川上を待ちに
て其所に於て稲目の使者の趣意を述て彼の沙門二人を此所に

返せり沙門曇恵一仏の御告を此所に残し置て佐用姫の菩
提を念して帰らしや夫より星霜を経て此所に院宮の唐土
松浦大伴部政所坊の伽藍となり此時御寺を境内に包みいり
り渡り星霜を経て松浦大伴部衰微して此所に移りて
然れ共古今の御寺を古けれは其所に残り有りと右稲目臣下此
川上に里を作りて川上の里と云何出ありしやと委のたけりて曇
恵道深は小庵に退し居り今の平らを川上の里と名付しや又今唐
土の御寺を古佐用姫の菩提寺也といへは曇恵道深佐用姫の
追善供養として面有れは斯しと云伝へし其所の名を唐土と
云は唐土松浦大伴部の伽藍有りし時よりの名也又此平
原の内よとかきの里と云所あり是と称しの里也此事

八尾の大伽藍建立の時此所の木伐て是を紙柱に作り其代株
合芽立て森と成 木の代株より出し芽を生じ得るに此所に小
所の名とせり
今は木すこしもみへず、たゞ松ありて宮田里の神垣
也又は松浦大伴部のよき松しげし也又八雲の御抄ニ
名所の河内ニ出る森代きゝまちちへつかる新森と
也とこれも時ハとかけ森名称と書けり
也又美作国庭山森は便に仍の出し白山
也とも此時は右の也と美作国庭とこれ有り
是万葉の名は同じく津にて木の梢や松の木を立て其跡つ
株より立しを以て是は其かたち也縮る事ならずとの津と此森也

高木ハ郡中にある木なり此高きを満る茂葉も高く造る村時の言
也とされたるハ高木をもて此心やといへり
此所や是よりまさまに額もあて彼方 川上の里

松浦八景

八景前ニ出別記異同アリ故ニ爰ニ出ス

江城夕照

影さしてうつる名の清き江に
幻の佐用姫の夕の浦風

吉井晴嵐

吹掃ふ阿なしも嵐も名のみにて
しつや吉井のこゑかうさき岳

鏡山秋月

知れつかし神しの人乃面影も
うつる鏡の山の端乃月

松浦川夜雨

打ちよする浪も音して松浦川
初しくれつゝ夜半の村雨

入野暮雪

日もはやく暮ぬる野の夕まくれ
月に田の面に雪の色ぞ添ふ

綿田落雁

夕月の影を見てや行かりがね
ここの田面に落る今朝

遠寺晩鐘

山端に尾上に響く音すなり
露をくらき余所の晩鐘

響灘遠帆

沖風に立つ雲の浪をこえて
浮むの帆はこゝる舟人

厨川（クリヤ）　別池

久里村を流る松浦川の枝流なり佐用姫此川にて狭手彦を見送り
かつらの鏡を此川に落せし所也又久里鏡ヶ渕と云所あり此は松
浦の遠き渡りやと云伝ふ

佐用姫屋敷

日本記ニ八雲御抄等に出る説は篠原に長者の娘とあり其地松浦郡
ノ東小城郡の境篠原村を本説とす然るに篠原長者の屋
敷跡也と世に云伝ふ石碑の跡と云所あり狭手彦入唐の時長者の一
門使手彦を送りの盃を交し又石碑の酒見し云悟栗狭手
彦佐用姫の以来也其后度々唐の川を見て云ふ人ぞ渡世佐
用姫に知られしらむと松浦風土記に出たり

佐用姫松

東村山に有て絶景也松浦佐用姫玉手に領巾を振し所と云此
松や と云ふ 俗ニ是ハ唐の川村の説より出たる事やと今右考
ふるに佐用姫に就きし美婦人在りて斯く云伝へけるなるへし

見返の瀧

伊波佐村ニ有る瀧也雅ニ絶景の瀧にて滝一筋ニ出落此上
又三光大権現の社有り何れも波多家の老臣八並武蔵守の
守護神仏やと此前ニ出ル龍門瀧とも云也又ハ此方猶河も
瀧と云石所々外ニ有る事也

鯨岩　平山下村

前ニ出ル是ハ連岩河宗祇九州行脚の時發句有るニ依て鯨岩と云

松浦川　古記

松浦川の西川と云ハ佐志頭岳山より流れ出て唐津領山本
村麻の口奴水村久里村ニ流れ出鏡村の膝下ニ流れ下りしを奴
水々久里の川出し手水より汁の蛇津ニ溜りしより此方桜石村ニ川
筋を移ししや

同東川と云ハ松浦郡廿町山ゟ流れ出て厳木村ゟ相知村ニ流
久保村まて西川と合て右ニ通つるに流るゝや

同波多川と云ハ唐津領井手野谷ゟ一筋畑川内谷より一筋
板木谷より一筋右三筋の川佐志村まて出合徳須恵より
千々賀村と流れ黄ハ川東桜ゟ養母田村烏帽子石鬼塚まて
和多田村鏡原唐人町へ流れ出て右二十山の様より中山ニ

是ゟ東ハ丸山の下荒海境ニや二子ヶ島と云て其所の小名なり
今往還の右の方の山より是を二子島
と云へり今ハ川原橋の下にて松浦川西東へ流出て落合橋本
の下川に手堀切り松浦川へ流れ出と来り其所志知と云所
合ふと右往しきてありと云伝ふ
沖田川ハ和多田新田溜池の内より出来て唐人町前ニ流
出るなり
梅豆羅川ハ七山平原谷ゟ流れ出て玉島ゟ大村を流れ大村川と
玉島川とも云又梅豆羅川とも松浦川とも玉珍川とも古来ゟ見
へたり浜田村御の村有水北半田を云ふ松浦川の境ニの八石也
此頃ゟ宗寺渾名ハ其新田に在る世梅と此時一のよう也

駒石　　　　所在　駒嶋村

駒嶋峠ハ坂中ニある石を駒石と云形ち駒ニ似て有と云伝ふ又ハ
此石昼夜毎ニ嘶声を出して旅往来の者是を恐るゝ故に石を
以て石を割ぬ其後啼やむと又其割し此石ハ古樹生茂りて
往来の煩ひとなりし依て浜田家より日在城に引ぬきて大
川野谷路くみと云ふ所に来を伐出し往還を來ると
為郡の誤ちに出

順慶松　　　　所在　筒井村

筒井順慶此所の産と云雅号を丈ノ助と云其智蔵院学ぶ
ゟ極めてよく召し云後の人也其家ニ伝来し一端を存る
在せしに伊情なりし小城を部し十四才の時父ゟ云々の家ハ

正しく筒井宮城守の後胤也先祖の武功忘失して其後浪々無頼
にして中興家名を起さむとて氏耕作の情に落ぬり唐
哉いかしき御旗を掲げなば都に出りし家名を起し若党小
便なからんと頼まれ程ひければ両親も此事を免されず十八歳
にして筒井村を出奔此様に極めてそれより廻り一文字屋に
して此人出世の後大和國郡山の城主となりて十八万石を領す此
事真偽未定諸書にも見えず太閤公の御在世の大名多し石田福島
加藤藤堂小西蜂須賀等其外にも撰ぶ人多くあれど無事に順慶と筒
井村の者なる也

値賀の浦　　西記　　仮屋浦

筑前國太宰府にて廣嗣公謀叛の企ありと聞えて天
平九年丁丑九月廿八日肥前國松浦郡値賀の浦を落させ
たまひ此地より筥崎の方へ渡りて此海を渡り給ふ唐土
に行かんと思召して龍馬を海に落し入れて給ひければ御持
病の御脳痛によりて頼りに忍び給ひければ此浦の名を
今の仮の名の茅葺の假屋を建て給ひしより世に名を假屋浦
ともいへり又巌に休みなされし石平らかにして方七尺余り
是を御休石と云其石を鏡とも云へり其の外掛硯鼓の胴あと
なども有り御手の跡見ゆる所の名残擂鉢などの石も今に錆
にて残りけり以て聖人の事しかり此故事に能く案じ合せて

所に此かた岩を鞍と云所あり 御所平念しなひけれは
いつくし影に顕れ出や海より仲抱とふりしとのたまひて又
も龍馬に乗りて雲居に此浦の方へとかえりまして頼み給
小鞭を首に付けて其首へおゝい寄に首結れてれは
此ときなひ龍の首をおとし給ふ みな海に沈み給ふに此所に
其て鏡大明神の御供に木馬の形を持て御供に立給ふ
是所の龍馬の舎人龍馬の胴を葬りて其所に自害せし
所に舎人の墓龍馬の塚とて五輪塔二ツ有り 又広嗣公
浮木に乗りたまひて其後海へ漂着し給ふ所にて後に宮
の記に出たり

衣干山　名所　二子村

神功皇后三韓を征伐なし給ひし時鎮印に立給ふ所にて御衣
を衣干山と名付けり 則武内宿禰総領に登りて御衣を
かわかし風雨しく千尋なる諸白のことく瀬に向ひし也
と御船の威をかくしたまふ所に此所の浦を宮の瀬とも云
ふ也 則武内宿禰は筑後国高良山大明神也

土器崎　名所　澪浦

往昔神功皇后三韓征伐の時諸軍勢此所にて出陣の首途を
祝ひ給ひしとかや 往古は縄をもて縄素朴しとかや 此所海上に
土器は流を流して石の如くなり尾海上へ下り八里
も岩はなれ 是は皇后三韓退治の時御所也

此なる所や御酒宴の内神集嶽に諸神集ひて
此千本の横を以つ分けし御味方の色を顕しなひなる此神集
嶽にあつて御小勢神大日本の祭を取しなふとや此浪が
この岩七つ竈と云大なる岩穴七つ其岩に形を写して夕や
浪抜の事とを又深さは手に極といふと知ますにて雨やよ社
なり和田津海の龍神城に跡と云所は此岩穴の内にある
しの極を岩一其絶景妻寄に筆にすあらしかつし皇后御
首途の御酒宴つ於て珠満珠の宝玉を捧けまいらす
や其後神集嶽にて金剛神龍を顕き御軍議にて
からぬしとや七つの岩穴に種なりとて凡人の知るにあらはれ
是は龍城の古也とて此所にしてハ聞ある如しして

ころには此所を廣岩と出見尊に見まれけんと深嶽小龍
城を出まいらしとなり此所なのすや都の不思議なる所
前に撫や紫に万事を預て皇后いさめしとにや
又世俗に皇后御酒宴の時厳島弁才天舞楽を奏し
なりしと云ふも此所の龍女顕まして舞を依とめしとや
此を府て此所を見れハ龍宮を以て従使して古に在る
龍城つことを云ハ方便の説に写したれは神世の昔し
龍神の姫の時ハ不思議の事も見るの理や日向国宮崎郡
天の岩戸の説入みつ天下にあらはれ同郡に屏風岩の夜の
小岩に押す様燕の石盤石ならハこに屏風岩ありと云々
表に白かる絵種類のもの顕はしぬとそ蟹石や燕子石は大

石の中ニ有り石ヲ以て燈を燃せハ金砿の燕や蘿も
見れたるとや松浦郡汁木村の紫石にも木の葉の形石と云り
割りて見れハ中ニ在て同し葉の形ありたま川村のにも
此石あり其理究め難しといへとも弘法大師や西行の椿を
かけ葉をもおとしたる形ち石に残るなと云ハたわい空説や

馬渡池　徳居村

馬渡信濃守の館跡や傍に有りし池なり

太刀淵　右池　同

岸岳御祈祷の節太刀を洗ふ水にて穢れを除かし此川にて太刀
を清め流ひし故に淵を云とつ流めてる前断とも（遠）き事故実なれハ

響の灘　右池

唐津領高島の沖より豊前小倉領迄の海を響の灘と云ふ惣
して海上小灘有り周防灘備中灘摂州灘遠江灘諸
其国々の名を冠して云此海は中灘とも又紀の灘と云ハそ
して響の灘と云ハ一つ事なる故や或日龍前隣の岫に曲て
響の灘と云とも云へり也或説ニ摂州灘を響ニ灘と云
なるかるし玉笥の説に知らさりき瀬を云たるも伝に隣方
もれたる事にて詠めうるとも是其理也と云ふさうまて又同し
風に波打海洞國姫ハ唐土に将軍を慕ひしに家なれハ引きて浮
島を潰さんとせし所のいや何国浦かと告て波に響けは
灘と何ふ事を以て見る時ハ此海を云ふ也しかるに両説共に其理

なきわたりて河の瀬と玉島の住不當ならねハ此浦を嘗の瀬
とこなるを古説とせし

一説ニ曰神功皇后三韓征伐の時肥前国松浦山ニ日本不及の楠ノ大木出けり此楠一本にて軍船四十八艘を作りて此瀬より三韓ニ押寄られし此時日本国中の諸神残りなく集ひて首途の酒の辭を上けられし其時海山ニ響きて新羅百済を聞しとや此時ニ八百万の神ゝ神集島ニ集りなひ異国退治の謀を僉議し給ひしと云　又住吉大明神荒御霊北御神和御魂津海の八大龍王御船を守護為ニ廉島大明神ハ楫取を勤め住吉大明神ハ舳を守り金剛龍神ハ風を起し浪を起すらく　荒御霊の御神を瀬ニ祭るよし所

陳浦前後穏に泉水のことしとかや

神集島　古記

此島唐津城下より二里半程北方に在り島の内百五十四ケの浦あり船掛よし往古神功皇后三韓に発向の時武内宿禰大伴武持大矢田宿禰此三将を召し給ひ此所にて日本国中の諸神に三韓退治船中安全の御祈禱有ける三日三夜風すさまかりしか御船出けりし其後風穏にして晴わたりける此時此島の所々ありけし謡の問答の壱岐へ其夜皇后御夢の内に八百万の神残りなく三韓征伐の首途を祝し給ふ人の為島にて大幕を張りて参し給ふを御覧して御夢

兵船頃に能ありて御征伐の御旗流しけり又豊明
の御夜に諸神の評議を御見せ有て種〻の御勝利の御
手段を得導きたまひけれ又おゝの浜の砂にハ神岩に
戦ふて御方を張あひ甲冑を帯しあひ御説して兇
徒れハ兩しを渡海の時御弓矢を御征出すせ玉ふや今
に到るまし其月其日ニ此尤時ハ上の山に何と振しまふの
しもし又諸神の張あひし旗翻りて此島に弓張と云ふなり
一天下に変ありし時ハ此所に宿と云ふ傳に彼古より辞る旗立て
皇后評議石と云ふ岩厳ありて屋に至まて此所ニ御具石を張に賊
れハ其群を在るとひて是今し皇后の御容ありし其石を有て
御祈議有まして御海路ニ其石ニ成しなて御出行し給ひ快

つくまうより自ら崇りを発する文住吉大明神御ん原より
出現しあひ此嶋ニて白楽天ニ出會ありし云ふ説あり毎年七月
廿七日十月廿七日ニ兩度不浄を改め海底より出来れり其浜の出先
に到りて極めし不思議ありとかや静かに御ん蜂備へ玉ふ御祓ありし
社壇に御ん影ありと聞えしして鎮り給ふ

湊浦

名所

神功皇后新羅をうたんと思召し肥前國松浦郡大島川に
て鮎を釣り給ひ御くしをも雨やさ濡れ双方に分けたまひ男の
貌ちに成り群臣と征伐のことを議しあひ和珥の浦より御
船を出しまふと旧記に見えたり此鮎の浦ハ今ハ湊浦や其

後三韓の貢ノ船此所ニ着けりしより湊ノ津と喚へきこと
なり何船出せし時浪風甚荒ニ逢しかど海中の大魚浮出
何船を護し守りければ波風も静りに来て鎮海も
船も新羅へ着岸則ち新羅国大ニ恐れて是ハ日本の
神兵来る志とて防しても能ハずて捕ハれ人と成り白手を纏ひ
ならて降参し永く日本の御犬ことなりて貢をも捧げんと
申を皇后国中へ入らせ給ひし時宝珍品書物を收め給ふ皇后
の持たる鉾を新羅王の門ニ立て後世の印とす又一説ニ皇后弓
の宮ニて新羅王の王ハ日本の犬なりと書付給ふと云
一説ニ日和相の浦ハ右の湊にて浜や鰐ノ浦とも云此所の海士の子
漁せて出しに迷ひたりしと聞へけれハ其母浜辺に出て子の行衛
を明け暮浜辺ニ伏して祈りける所ニ或日一人来りて汝を
ニ於けるや之聞に驚き参て家ハ夫ニ知らせて男子一人を産り
其子成長して吉ニ成如く此浦ニて漁ひ子を好み漁行衛
知れさると祈し者も知る者ハ何も一人と云彼の男云ふハ
我妻となり給はんや其子を取出し得させん母是を聞き嬉しく承りを
而して其後此子を連れて家ニ帰りしが此男丈今日毎ニ漁よ
出て母子故に魚を捕り来て其妻ニ与へたりしが或時
其漁の漁丈を朝ニ出て船ニ海中ニ没して帰らず
是程大なる鰐死して寄りの魚を捕り来るをと
きし海ニ入りし其後毎の夫来ハ此鰐に化して
夫婦と成りし其のれば此を浦として是を崇め其ゆへを鰐

塚と云又其浦を鏡ヶ浦と名付けり

入野の眺望

入野村ハ此島對馬の外四國の端也平戸の島と隣まり源顕國朝臣宇佐香椎の社ハ高麗の城を見んとて此入野村を來りかひて詠まれしとや

道遠しつ千入野の末の津も名のみ立
春秋かしみに摘てうつろふ袖

和田の原こま藤波遥ニ浪ハ雲と浪とハ白ふ鳴けり　刑部卿頼輔

秋風ハ入野の名もかくて西ニうすらかりけり　細川幽斎

篠原長者

名把　篠原村

篠原村ニ長者屋敷あり狭手彦居住の其外ニ池等ありて鳥居の神垣いまだ在佐用姫屋舗跡の池などもあり

天山

此山の麓天川山村并ニ唐津城より六里東佐嘉領堺ニ在山の頂より東南ハ佐賀小城郡也西北ハ松浦郡也西ハ一面ニ海原を見渡し東南ハ国を見卸し第一の高山也建武三年足利尊氏西国ニ没落の時摂津国阿蘇大宮司八郎惟直と云者筑前国多々羅浜ニて尊氏と合戦し深手を負肥前国小杵山ニ落来て自害しけると太平記ニ見

圖書局文庫

へしハ其墓ハ此天山ノ頂也此麓ニ葬りて死けり志朝と云へる
此天山ハ當國の絶高也此界ニ氣を葬るへし家光年此山ニ
来り遠眺しけるに我阿蘇山の煙りわのゝに見へけりと云
て死せり遺言ニ依て其絶頂ニ葬りしと其墓碑在り毎ニ阿
蘇山か来て祭りしと云へり山の麓ハ則小城ニ向へり麓ニ小城領
本山村ニ宮ありて天山宮ト云西北ハ松浦郡麓ニ唐瀬村天山宮在り
此山絶頂か両火国の西南に見渡せり

本義曰景行天皇両火之間闇夜に舩を漕ぎける時火の光
ありけり行幸也其時に天皇火の國とのたまひし今の肥
前肥後是也本ハ火前火後ト云後肥ノ字を用又天皇何國と御尋ありし火
の國なりといふ事を以て云ひしとかや火の国と云へりと也

飛太郎石　　黒川村

天狗の投ると来りて下と陳古ゟ云傳ふ高四尺ニ巌也

為朝の旧跡　　志氣村

沂都築の関　　同

鎮西八郎為朝志氣村ニ在城し九州二島を随ゟ敵此界ニ御
都築の関と云古跡ありしハ天智天皇築紫小都しける時の
関所と也其後鎮西八郎為朝の在城の時も此所ニ関を居ゑ置
ける馬の大ニ厩けむ天伯乃林と云所ありけり是為朝の旧
跡也

唐房浦

成尋法師入唐しける時母なる人名残を惜ミ涙をなかして送り遣し也
せし中にかくみえたらんやと袈裟の袖にこれを封して
思ふをもその袖の涙を包むとやかりしハ
うらしき哀以の涙にこそありけれ
後白川の院の御宇保元二丁巳年後成千載集を撰
ミたまひしに此歌
皇帝にて物わかれし集に入たまひたり母の侍女ハ入
唐の後と出しける物かたりしに其母涙に及て旅
立けるにより其子を誤ち人伝して涙をさそふ此所に
て成尋に再び見まみへ侍ぬの其子を渡女入唐の折ふし
袈裟の袖を送り奉るを涙に包ミ書しに其歌千載集に加へ
入たまふと目出度以前は此ハ其波に此所を加へ唐房
浦となん名付る今は唐と訓して呼ふ事流れれり

梟師退治　　相賀浦

景行天皇十二壬午年豊前國より班上りたまひて築紫の西を
巡狩したまひし時人々みな是なれハ西海に入給ふやとのたまひ
し所に磯に神田の神社まつりて此所によりなと入なる
うらんやと尋ねたまひしと云傳へより大宮より西を行して行幸
しけるに此海の上相賀浦の辺より白波に出たまひて築紫の
熊襲ら云首帥を害しなまへとまゐり退治なりける

は則皇子小雄の尊を恋つゝし疎かしめ給ふ事かりに女の形
に似きかひ窈ひ給ふ御髪錦石の大将余師といふ者尊を
見付奉りて識の女と思ひ波頭をしを等帰を役して伝
し給ふ余師殺さて計らまうさ此国に家つ荷しつ館勇
出し各家を深て殺さ給ふは小雄の尊にて隔したてる会
得して居の石を日本武の尊と称し奉るへきとと告て死
に給ひけり此余相模濱の上成へ下和邇の浦つてなしとおき
去具此を石にへ下

屋形石

屋形石村

屋形石の村名は仁平三癸酉年鎮西八郎為朝卿発山悪鬼退

治の道迹にて墓目の法を行はれしに日か婦に矢原に箆深に立つと
此に退治の吉左右とて酒宴を催せられしも也其矢跡書世に
て絶し故に此村を屋形石と名付けり又一説に為朝の家臣
小篠田平次と云者を浦の押へとして濱浦へ置ぬ其館を
建てり時此石の屋形なしに此石名を名付て割れる石一夜の内
に生る事し也と云ふ屋形石の事は説や何れを正説とし難し
然れ共為朝の伊好に結ひ付き也

鏡山

枝山村
鷹取村

昔し朝鮮より渡しける石有の鷹を得らせし所也右大臣藤
原ぞ成鷹を得て持て世に傳へ日本の鷹の始め此所に具名高

しけれハ天平寳字元年也仲麿ハ紫微内相と云官ニ孝謙天
皇より宣下ありし是ニ依て仲麿権威ほこりしを悪みて
仲丸の兄右大臣豊成中悪敷なり橘の奈良麿と云人と心を合
せて仲麿ヲ殺さんとす此時道祖の王も云合て事顕れ
奈良丸ハ殺されけり豊成ハ縁業流配也百合若大臣と
称せしハ非也此左遷の非右大臣百合若丸と云しニより
斯説ありと也此鷹の居る所を鷹巣山と云鷹を捕りし所
と鷹巣村と今ハ村名とせり豊成ハ中将姫の父君也姫ハ光仁
天皇寳亀六年卯月十四日遊化し年廿九才也又吉備大臣
挨唐使の折にも此所にて鷹を得たりと云説もあり左遷の
非右大臣百合若丸の名もまた是より流しと云へし

石蓮庵村

芝居

芝居の根元ハ大閤秀吉公名護屋御在陣の節流浪せし人皆京
小山三郎と云者夫婦都より来りて物まねをし面白き戯
れ事を興しして一陣ニ諸の合力を受けしに其頃流行
あって秀吉公の御聴ニ達しけれハ召出し芝居を許し給ひ名護
屋の所城ニ来りぬ此山三郎と云者雑説ニ揚屋ニて客を寄ス
し家経ニして扱よ扱の上手也其頃の大夫ニ雑説流行と云傾
城ありし山三郎ニ別れて大坂を出奔しさまよう流世の事をいひ
し人の息子無しして諸国を巡りけるニ京　大閤の御前ニ
出一日毎を催し所謂揚銭の法大阪の大小名上下小者ニ
至るまで厚く遇して乃ち此を芝居ニ与へ其身も又亡しを遺して雑集

し下略の者ハ芝居ニ出て人ニ見せしより芝居ハ名付けたり又
奴子踊を興しけり此ニより先の能の翁の代ニかされ又大神楽の拍子
を真似しけり此ニ元祖猿楽の翁を下されけり是を人(集か)の
太鼓ニてうたせて上ニ此ニ象を出し阿国芝居と号して
遠見ニ写しより是を今の桃太郎大夫ニ阿国法の後京役
小阿国して　阿国を学び名護屋山三郎と看板を出して芝居
芝居をして親の是も四条川原ニて其芸をまし故ニ一河原若
と云ふ頃ハし当所代の今ニ至る迄繁昌しけり其後江戸ニて中村
勘三郎と云者顔を出して是も繁昌し又市村羽左衛門と云者中村
村ヶ座ニ続て堺町の両芝居と成りけり其後浪花三郎より
津に渡ると広まりけり又浄瑠璃ハ　秀吉公の侍女阿通と云

者牛若丸と云人の事を浄瑠璃姫との物語として書始
し十二段なり其後京師ニ滝野検校と云盲目出て此十二段節
を附て語り始めけり是ゟ浄瑠璃の名となり一説ニハ信濃
の前司行長ハ眼ニて生仏と云ふ盲目琵琶ニ合せて語らせ
始しと也扨ハ城前の華若代々家のもの芝居ハ北方国松
浦家名護屋より始りしより此所ニ芝居ありし故

升倉の清水　　篠原村

篠原村ニ升倉の清水とて名を得し清水あり太閤朝鮮
征伐名護屋御陣御在陣の節此清水を汲て
奉りしかハ大ニ御感ありて下の名を問ひ玉へハ升倉と答へ

しまり此水の名高し

穂猪女祭

筑山北の方よりなる小池を穂猪女が池と云ふ往古大旱して小池
も洪水の時も溢れず又涸れず此池の恵は寺裏の
潮に属するや此潮の流れ猶ほ水かしちの境内にて能し
さて此穂猪女が池に水ありと云ふ古昔松浦佐用姫
慕ふ女ありしが其とき来りて佐用姫の行衛を尋ね方がたに
山の嶺に登り招き其れより佐用姫は姫神鳥尋ね夫の
船を慕ひて筑紫に至りて来りて此ひと聞きて此の婦人はまたなく
此池を身を一投ぜり

初老此婦人を穂猪女と呼んで其生涯彼に従ひて極て篠原長
者の親族なる人の子姉妹ありしが姫子姉妹なるよしを伝へ
篠原村に来る者あり此跡を以てこの地名となり又此家を長
者原と云ふ所に留まり其家臣一門共に此の土着して東郡縣
の時分を奪ひ去りて其一門の人達って実を得
しるものなし佐用の坂と云ふ然れバ佐用姫を慕ひて穂猪女も其一門の
婦人なるべし

其後世此池を穂猪女が池として姫を祭りしやと思ひしが里人に問へば此山寺
にある祠は或時松浦の若者とて姫を安置すと答へたり其祠を古に
然と云ふ社に此時池より揚げ出し村中の者携へて木の枝をもて池
の巡を巡りて穂猪女と湖は姉妹と見えて外に出て其名とする
つかや

国立公文書館
National Archives of Japan

是迄古今の戦争を皆実録ふ記して参考を分ちし如

陣の山　　伊岐佐村

軍情

遂ニ三氏秀吉足利等氏九州の諸侯の世所属國宗像大宮
司氏波多一黨ニ附属し等氏を城内ニ請し九州の諸侯ニ
撤文を回らしけるニ岸嶽の城主松浦源三郎親信、兼て天地
の方大義の地ニ殉じ居たりしニ應じて天恩の深さ
をんバ是ニからんと心を決し一戦して利を得ざれハ城を枕ニ
討死せんと味方を集へて色を定めけれハ一統の中ニも松
浦ニ従て志集りし等氏ニ心を寄又或ハ等氏ニ与ふ松浦
黨ハ菊池ニ力を合せ内通の中ニハ身を以へて松浦黨の長也

是迄隠し居ハおもんハ後退過ぎたりしけんと云等氏先ヅ兵を揃へ京の山
城皆落して味方ニ附き居へしと兵を揃ひ先ヅ兵を中ニ隠し兵を包囲兄
へすれハ其方等氏に降て此等氏甚だ怒て憤り攻て早く降参城
捨ざりしゆへ遂ニ決死して後も一の見せしめにせんとの
ことなりと蜂起是ハ等氏の陽満浦進て出張しけれハ敵を
向ひしむべしと是を云ければ尊氏怒りて是を許さず直ニ軍勢
を催し進みて大川端伊岐佐村ニ陣を張り岸嶽ハ是より近く出張
けしを分れハ手配りを定めて出張せし大将にて合を出して後ろ
陣取べして上より下まで戦ひ日已ニ夕陽ニ傾きけれハ双方陣
を引取り翌朝押寄せんと東の明るを待けれハ松浦黨の内
より秘ニ膳を進め味方せんと等氏ニ告けれハ許容ありて悦

れける丈より強く降まりて其一日の戦双方討死七十五人也其塚跡
今此所を云又其山の麓の田に在て俗に今地名となれり

守津瀬川

中将姫は右大臣豊成乃娘にて継母の讒によりて此所の流れにて此所
に来りて其身の姿を水鏡に移して其姿を画きて古郷へ送り
まへし

鎮西八郎為朝之碑　湊村

湊村祇園宮の社田にありて此碑は鎮西八郎ハ保元二年庚の年
為朝流罪せられて後此西国を守りしてありし時家の子

鎌田次郎（一説ニ平次）といふ者を此家の押へとして兵船大分西に巡り行して
彼の件に潜し伊豆の国に定まりて常に狩を楽しみとしけるが或時
五挺山の池に毒蛇住んでいて人に害をなしけるにより此山に登りて終
日狩をなし帰るに大池の辺に年甲辰八月十八日常の如く舟に乗り十方
を見るに池の水みなぎりて中より光ありて其の出来る所の鋼の矢
を得つひ正八幡大菩薩へ奉りて退治せんとこれを引て之を
放つ其矢あやまたず其毒蛇の頭にあたりて光ありと
の不思議に思ひ眉間に中り此鎮西八郎と銘ある矢の根
伊豆の民家に持傳へし什物として今に在り其後湊川
の流の所に保元の年に手にて堀したる湊の社の北の方
に於て八郎の味方に是を示し其後為義忠致に誅せられ

為朝ハ伊豆の大島ニ流サれ二條院御宇永万元乙酉年三月
鬼ヶ島を押領し此鬼ヶ島ハ八丈島又為朝島ともいへり子孫其
所ニ猶おり是ハ駿山の悪鬼退治の願を以て為朝乃牌を
立ツ湊浦ハ鏡田老者して最寄を防ひ此石牌を建
て為朝の菩提を弔ひし所也為朝ハ伊豆の大島ニて高倉
院の勅命ニ依て嘉應二庚寅四月自害し果られしと也

佐々木美濃守屋敷跡　薭田村
岸嶽の臣也右屋敷坂と云所ニ中村右膳屋敷跡有り

寺澤志摩守石碑　右同　鏡村
寺澤廣忠の廟所鏡宮の森林内ニ在リ一堂と二ノ字の間ニ葬
るへしと遺言ありしを用ひすして晴天静まる日俄ニ風起リ来
て大木中より折れ其外煙東へ等も多く折れ其所を放へ
て今の場所ニ定む也廣忠ハ来往と来ぬへ今の地ニ草庵の道立
りしと也
碑銘前ニ出　掃除坊禅宗道祖

梶山上総介之墓　此墓前書ニ記　故此処略ス今　梶山村

闇ノ清治　右同　大村
弘安八乙酉年後宇多天皇御宇松浦郡梅豆羅ニ住ス闇清治

こゝに長生埴郡二重村の漁師清治郎と云者と水魚の交り
なせりこゝに今は或時清治物語しけるハ我領田の外に一ツの穴
ありのもとハ凡百貫の領田よりも是を以てわれらの楽しみとす
まう也穴渓海漁をしらぬ者なし漁りぬ此ことを漁師ゆかり直
に漁らせ乞ふ漁師が漁らせしおもてや清治に告ぬやや里村の若者
なれハ憎き漁師が好む所ハ何れと即時に彼しが宅に押寄又傍に
ありし此村中に聞え清治を助けむ捕へんとすへて立寄りて七人
なおり外より村中一統に立寄りて漸くかゝる捕て頭主に訴ふ二重
村より梅豆屋の役人に告けれハ召捕役人子牢獄に下しぬ未だ
大強力の者なれハ牢を押破りおもてへ出てより浦へのかれしかは
妻子を捕へんと是を獄に下しぬ去ゆ妻に吾果の大難を知せて

其子をも責て清治の行衛を問ふ妻ハ我子の苦しみを見て強ゐら
れし子を助んとて行衛をいはゞ忽ち夫の命の危かるへしと
心乱れて味をうしなひ大難の極みをとりて我ハ太宰府に由り
ありしハ世にも思ひ出るゝ何とも返されぬ親子三人ハ本
意あるへき故おもひしてあれ死て其子を助けんと思ひしより
に親族しもあはしく成ぬへきハ命しくへし何か逃へと是を
舌を噛て死しより清治此ことを聞よりもしおのれと出て
来れり罪科の程を懺悔して死罪を寛宥の漁師
汝其死道れたるハ妻子節を守り汝の命代に死し
たる上ハ他に何事もなしとて其の汝を赦しけれハ是より真に二
人ハ所を立出家して漁師を弟子へしと云ふ共難有仰せ

其中に在し石塔も出しより後ぞ自害して死しけるに人々之を葬りて其
一本の松を植たり其葉三葉に施して苗を生ぜず三葉の松塚と
云又関の清水橋と云此清水ぞ湧出だし人其手を洗て此所
にて追善を誦しぬ
今尚村境の道を行て
あるは此村に其由の旧跡

大川野村

弦掛石

大川野眉山より出し悪鬼退治の節渡辺源五郎判官久此所にて
弓に弦を掛し所也或は八幡宮の旧跡也そ

此条極説

鬼子岳城

古記

當城主嵯峨天皇第十二皇子正二位左大臣融公の末葉奥州の
住人安部常陸之介源頼時永承六年辛卯　後冷泉院の御宇大
将軍の陸奥守其事叶はざりして常陸之介源頼義初
命を蒙り討手に向ふ大君五ヶ年九月頼時に戦を討つ時乃
子貞任宗任と名乗て其後源頼義嫡男八幡太郎義家父
子と戦ふ事九年前後十二年也頼義嫡義家諸軍を催して
其時安倍宗任を捕へ流罪に処して寛治五年辛未迄
在りしが其子孫肥前国松浦の庄を領し子孫繁栄して
松浦郡壱岐一族の初代也と云々然十七代波多三河守親
也幕の紋二ッ引両に三ッ星也此紋は源の左大臣従一位の昇

進の時勅して月の輪の方に而る其後地下に下りて末流有
の輪と云ふとて二ッ引両を用三ッの翳を加て三ッ星を附
る也元祖皇子弘仁十四年御誕生淳和天皇の御弟天長
甲辰年右大臣に任官清和天皇貞観十四壬辰年八月左
大臣に昇進宇多天皇の御時寛平元年薨去勅ニ依同七
乙卯年八月薨去十七代三河守平戸大村日高大島志佐有
浦以下値賀佐志崔田平を始として末葉三十六人也

一 波多氏十六代目嫡男無く嫡女有馬殿を聟にし其嫡男
波多の家督相續也是即ち三河守親也内室龍造寺山
城守隆信の息女也二男有馬家相續修理大夫と号す其子左衛
門佐也有馬ハ肥後国菊池の末也松浦党の旗大将波多三代目

の次男以下兵庫頭清信より六代兵部少輔清友源平の乱ニ
討死同十代目二男松浦讃岐守清嫡男以下美作守清澄嫡男
呼子平右衛門其子以下七兵衛二男以下十右衛門清久其子孫當也

一 天正の頃龍造寺有馬合戦波多家有馬方へ與力し有馬小勢にて
戦ひ引上け龍造寺の軍勢追ひ強く波多勢防戦の不叶薩摩
勢来るの後詰して島津の軍大将川上左京龍造寺の本陣に切
込て隆信を討之夫より隆信ハ頼み波多ハ龍造寺の聟成り小翻て
敵と称す事衆人偏く知る所也

鬼子岳城由来　岳池

鬼子嶽由来波多家の先祖源の仕六孫王経基の孫下に屬し
頼献征伐の為下向以後ハ積ノ亮平ノ紀末公嫡子攻入時仕

流りし者共に追付たり関を追へハされバ必定勝て勇を入て敵に
打まさんと豊前国若松の浦に幕をうち南の山に仕寄を
出して堅陣してぞ扣へたり小栗の如く其夜の晦に至りて六の夜
経素前に出て申しけるハ敵の近付けるに月に映して影を見来
るを知られハ経素聞て敵ハ此所に陣を取るに思ひし者より
出て挑て勝負を決せ細として都合陣の夜山際に旗を立
つゝみて待かけたり右少将好古経の道に敵ありと知りて馬を
立やめて外よりの所に経素が勢前後を引包て闘はんとする所
ふたり官軍是を見て如何にとせんと延佐是に好経素此色を見
て二万五千余騎を二手に分けて挟みしと攻かかりし官軍の
先陣右南の佐度守大蔵春実一同に会して五千余騎身命

を捨て戦ひけり其時に好古舟軍にて手分けして士卒鉾下
知りを仰ける八時方色を変じ一部まで戦ひけり断りありて折の
浦にて源法明日敵の引退ぞ時其勢に交りて松夜叉友
夜叉といふ者父の名をとりて敵の陣を乱して事の底を究
むとて経素其夜を引留て友夜叉に語りて経素が勢若松の浦に
陣をとる所に注進しけるに羽林次将相互の引退を遣して背より
切懸かりけるに出陣ありて必定後ろより軍を出さんとせし如何せんと思ふ所
らんと不意に回り東より文丑の刻半に小松夜叉を下りて帰りて
軍の沙汰を語り其旨に大将六孫王の御前より来りて
若しの様子をして男多田の満仲を大将軍にして軽兵
向ふ急に浜辺に待受て居られ経素既に其陣を引退きて後

追ニ疵或ハ打死或ハ自害大将純友搦ろして生捕て都ニ
引かれけり首途中ニて病死しけり已に九州平定の源大小
の神祇ニ奉幣して修理なりし也其後当国の満仲祝ひの
国主たらんといふ望ハなかりけれ共再ひ九州ニ下らん諸
りし後ニ源頼光肥前守ニ任し九州ニ下りしか源任ハ
武蔵守ニ任し武家ニ其内ニ住ス其子箕田源次先ハ母早世
ニて渡辺ニ住居ス依て渡辺の氏ヲ成ス是渡辺綱也其子名古屋源次郎
二男松浦源次判官久なり松浦郡ニ住居されし其孫諱
岸岳ハ往古鬼住しといふ所也其後ニ千石領す長元四年未年
四月平ノ忠常下総の国ニて謀叛の企て源頼信ニ之されし時
穏源氏ハ諱を云ふ若き徒衆福良ニ佐助とし堅武士也忠常の味方

ともに不穏ニして忠常ニひとまず従ひ名を顕はす所々ニ出来
りて耕作を業とし夜ハ兵書を相手ニ剣術をこころし堅家の
馬を遊ばせ常ニ稽古して蒔をくし其子ニ岸嶽孤角といふもの
ありしが鬼神ニ相して力を押領し或ハ押ヘ強盗を行し神
変の凶賊也此孤角ニ随ひし族凡三千人其中ニ大夫の渡名を
立大原眉ニ立ヘり追々鍛錬して国主の手ニ及を
仕郡々荒シ早し所務を下し遂ニ追ニ注進したれハ月卿
雲客評議ありし所ニ早々討手を下されハ近国を治めよし
たりしに及ばず諸氏とれハ又遙かと光其人を撰し
肥前ニ住居肥前山上大江山の賊征伐の例より当時
の英雄渡辺源次判官久こそ曽祖源君綱ニて劣らぬ其

営ニ向ひまいらせて評定一決して和睦退治の宜き方を尊ひける時
日を移さて北前国杉浦郡ニ至ひ向ひ其勢三千余騎を引
率して先ず前筑前の間ニ於て党かしこニ悪党あつまりたるを
誅戮して杉浦郡千々賀村に着陣しけれハ岸岳の張本何
作候を出して其勢の多少を窺ハしむるに凡そ人数心静かに兵
粮を遣ひ手配を定めて岸嶽の麓に押寄山上を見上る
に敵もいまた覚悟やなかりけん乱杭逆茂木を設る事も少々
掛坂中に搔楯並て其影ニ射手とおほしき六万騎計り籠り
袖を連ね祈るの岩石並へ鼻並引て防き居たり此山に籠る所の
賊徒余勢と聞けれハ寄手方の勢ニ騎馬ハ見へさり
けり楯を押立て関の声を上ると等しく山谷も崩るゝ計に

城中よりも関を合せたり矢くらより返し数時なれハ矢尻を揃へて
さんさんに射ける寄手なをも陣二三町引退て暫く楯を並へ息
を休めて攻登り逆茂木一重忽ちに引破り搔楯に押寄
り山上よりも石をおとし鉄炮を放ける賊徒ハ元来究竟
の強者なれハ寄手の馬の掛引の道を遮り登るを防きし火花を散らし
して戦ひけり然れとも未た備へ見えされハ其日の陣を引上けり
翌日早天に押寄て城を見上れハ人影も見えて城中しつまりかへりて
さのミ用心つよからす寄手ハ猶も勇ミ立て夜中より何
方へとも落行しんとつきよせて追ひ討んと搔楯の際に至りしに
く押寄に大木を並へて是を堰止めけれハ石を放ち礫を投て
切懸りて大手にハ石の扉を立て押寄へき様もなくて切かかる所に相

閃の右鼓をおもて屏擢くたわたれたる石を投げ出し奮ひ激し将き
ける源太夫かゝる時も賊徒のやつばら何ほどの事のあらんと一方
を破て五六五六十うけたまはると鉄砲ふせぎ下知しければ大軍
是を氣をも励まし勢を出して分かれ一方を打破り城を
城中今は激の涌くが如くに押出し大将鬼角大いに穴の鐘を
着し長刀携へて静まり返り源太夫を見るや堅く勢にて廻る源
太夫久しく打ちけれは太刀を抜て鐙を叩くに大将の戦ひ引くには
狼藉をもて家なりしと捨ておき追ゆく城を攻とり賊徒を放
ちさらひ一戦に及ぶ険阻の岸岳城は濠れて追て入ぬ沼
あり数十丈の谷底へ落ちたり已ぬ太刀等あまた失ひしかれ或は岩
角に骨を砕き微塵に成て死したり源太夫は鬼角と二

人戦ひし城中に攻へりしと見るより勢力を励ましてまへりとお
太刀を鬼角丈けに打しておのれ左の肩先を切まくれは叶ふまじと思ひし
けん後陣をおもて逃まはり源太夫よつゝいて追詰て松浦川の
辺にて鬼角を討とり今其首を鬼塚といへり首は都に
上せ骸は其所に埋めたり又より生捕を引連れ城山に攀ぢ登り
見れば小童女の泣叫びて輝をし以来若しの賊徒の妻子
残りやと従ひに一人の女泪ながら申けるは家は一人の賊徒の
妻なれとも此賊の為に此所に奪れ夫婦親子の中を引分られ
情なく飲酒酒宴相手に来り憂き年月を送り鬼神仏の
御加護にて此の部の間へ出しと語るを聞てありし合ま
てたゞ好事の府をめぐらして斬る時節に至り奉る事の有難さ

よと十六人の女だ諸手を合せて拝しけるかに並ぶ扮ちとの夫
も鎧の袖を涙にて濡らしより生浦の内大将分の賊三人が角首
こそらも先子六郡に於て帰りけり郡中にて　獻て寄所安く
多く御感状を給て松浦郡を領し久安三丙寅年天福
御額を月日此浦女郎の神霊被祥今宮大明神也
御遊に在るも下

鬼子嶽城

波多家没収之次第

太閤豊臣秀吉公肥前国松浦郡名古屋城御下向の節悉く
国博多ノ津に於て九州の諸大名御出迎への御目見お許し波多
三河守殿にも兼て御出迎へなされ鍋島加賀守殿合せて波多三
河守殿ハ秋雑下北若て此頃を於御目見お許しなく子細や出
りまさりしてやかしに其節ハ其後子召出され候御免許して三河守着船
早速御前に出されしか何の御咎もなくしてお於に河守退出
其後名古屋御城にお帰りし浅野弾正少弼石田治部少輔於
子なりして首尾を窺ひ被れ候御独様の御目見尽く悉く御解
放棟の上首尾して河守殿に沙汰なし首尾合く

秀吉公名古屋陣國の大小名改易の上名古屋城を浅野弾正守
に下されけり朝鮮の国は浅野が父の地にて完行すべき
の由也此寺浅野弾正守事童名仲次郎と云し時より御側近く
召仕れ其後名を執権と勤めかけられ者也因て其事也斯
て三河守殿下統一の後朝鮮退散の節船を命じて宗
光陳小西摂津守加藤主計頭に隨て朝鮮を出んと手続ありけ
て殿下の浦辺加守直頼伴野等に先が加へ當地漢(?)因のへ名古
屋の所に参候て其身ハ二千騎にて朝鮮へ出船して松浦形部
治部大村新八郎其外五嶋守下松浦党三族家の列に殿子隨ひ
松浦党渡海一番に三河守朝鮮国順天山を攻入家力一にて
敵を亡(?)討取味方も過半討死して朝鮮に於ての参功十分に

して敗陣の後ハ御威状にも殿下に盛きと一統勇に進んで来つた
きりり将名古屋城ハ秀吉公御本陣の所近く然て一匁(?)の面を
みる事の湧き好きてれ古物類蒐集思ひし小細工文曾
呂利新左衛門と云老茶好して深く出入柱ニ居と上手なれハ広く
話の信仰(?)にて召出され或時茶事に用事(?)異様おもめて来るべき
よし仰を蒙りよこに追(?)々方覚えし筑前国名田米に出られハ
雅口柳子(?)様の上手山崎と云者雜役にて来て女房誘ひ勝手
の観にも出て(?)召してて名古屋に帰り秀吉公に達けれハ御
城に召下ぎれて彼者名古屋御陣に来り一日右衛(?)
興(?)に所望有りてに本庫の大小名貴賤小者ども之を見物
免すとなし広野に挟りと立方(?)関に物懇機(?)嫌を以て奴僕

の旗ハ皆其家ニ並居て見物ス此時秀吉公波多三河守ハ妻女
道にて當頓も薦られハ咲乃見ゆるやとの御返答を申上
候を聞けり太閤乃れ夫頼出陣の留主ニて候ハ御免を蒙
りしと申せ御朝中に在りに秀吉公四方ニ婦人の方へ出陣の
留主故と断り其中ニ條々行秘女の嫌ともち来れりんやと押て
御伏ヤ中れ候れハ東ハ其罷り了名古屋の御陣ヘ出すへき
旨ハ三河守妻女ハ龍造寺隆信の娘にて容色類ひなく美女の
聞へ有けれハ秀吉公かねて其事聞召及はれ夜の伽
とすヘし已ニ一日山三河守ハ息けり病ニよって御採斜ら
ず其後ハ御酒宴の催シ有れ御広間の次座にて山三河守ハ息
加催し有ニ山三河夫婦の女房名古屋の町ニ在りし時茂無心ニ酒

なりける其後も打ち縁ニ居るくれり也爰三河守妻女ハ御眼を請
けるも御扶の趣さらに俗て承知ヘ蒙れ給ひれハ旗下家臣の
女房共しかも右事にも相其居名古屋の御陣ニ此湛りけり
さや理非ニ付りけれ侍御扶の外漏れけれハ其由を聞ひ又御眼
ニ触れけれハ秀吉公御立腹ありけれハ三河守ハ陰謀の聞へ有るニ依て
其事を改聞へけれ也一身の謀を以て詩哉観し其虚ニ事て
九国を在んと云也其聞ありニ依て中宮して城中ニ留置
ことも宜しき中にくるしと在城ニ在閉居て妻子迎ひ寄せる
雑贈を帯り波多の妻女ハ生ける祖くなりし此所ニ夫結の身乃
上にもふ事御家を去んとニ不覚悟ニ究めしかもからも雑派の
山間ニ宿して破り候して自害ニてとき山へ入て死けるの上夫君

然るに何れの孫にや加ふるに懐剱を添て出し御供之列
主殿頭以て又々福定を殺しけるに門居間の内にて立出され候程死
御も是へ言て振舞ける是より能の妻女以前の懐剱其作にて依懐
中に振舞ける従者の生後拵ありけれは手者見恐れ乍らに向ふる妻
今懐中より首取る品不審也是之持来まての事ひしかは見知る
御前へ出り申上書を云御渡し有て女の懐剱を見て句も八日済せん
下さる可へし大閤前ろを憐れみに懐剱を拘りと甚あ云雲也座間
のうへは重て御渡し有之十先藤識こ言陣り三河守右衛門こ悦び拵れ
拵御携り大方ならず候是渡邊家の兇ひの而とせ知りぬ斯て文禄
三甲午年朝鮮出陣の人数過て福帆若き家臣と三河中に加え
へし渡辺三河守熊は性と武とに政宗の御働き抜群にして敵討

討ち味方にて過半討取りし事抽きて十分の働なりしかは有之由にて重ねて云
悟りまされけれは其後福田甲斐守是を退散せられ浅井殿清左近三河守事臣
謀の吟味に左にて久しく甚しと何れにも大勢に候はず品科考て第一に附孫
更へ翻渡邊加賀守嘉藤は大老の傍を出しめ諸侯に聞え給へる
條ある所軍功ありて行々も可者なるに於是又御沙汰有て名古屋の城において
を寄へし所此の儀は一円に渡辺に於て家康より召され上意に依て
依て遂因州にて海南地を賜りし趣上意の族中後徳川家御家臣は也其
後にて於ける重臣の権威を振はれ候て借の侍は横田右衛門佐
其所へ下部二人主従も出入にて常陸にて飯り田相模守撫城へ輝山城主
雇田越前守日在城主椋田国恒男三河城主石川左京亮太夫近江守族
に於ても家臣の小八は渡辺村治安の親は渡辺長々守渡辺城主久我玄蕃允

稱田ハ錢ニ中村安藝ト重指木城ニ川添臨摩等を將として各營城
し評議區々也各諸ハ中限淺妻入道ヲ日ク當家ハ皇孫の裔也
して水濱の東北十小ヲ舞田武藏仕六孫王經基の副將として
權兆平純友ヲ九州ニ於テ討手ニ向ひ自満仲と謀を言して
是を追伐し其ヨリ武功の姓にして保元平治壽永の源平兩將
族代々ヨリ其身を家名を継ぎ又朝鮮國の御征伐の節ヲ接テ
然りて太閤秀吉匹夫より猛より官禄心の儘にして大日本を戎ヲ
静め朝鮮國まて陣入を勝給ふ其後も他家の誘を設て沒収
し我意を肆にして今福を以て背信慶長其四年今名古屋
の陣に切入八方て取ヲ潔し討死せんの武家の者共也各同心
すへしてハ陳地を昭渡を中ヲ討つ用ニ在へき也と血眼を求む

申ける自ら是より初の若君ニ主君の眼を塞さへきつす志ある者ハ談
りの家臣各涙つ身を成て何面目に存らぬ居んや潔く討死し
て主君の家名を継し候代に名残を残へんと必を同して評議一
決し既に退去せんとせし所に由代日向守聞しと其旨各背横
ニ立て事なりに今名古屋の陣に押寄一統に討死せよと諭し大勢
討ニ在へしとあり所ニ常ニ於ニまし於て臨君ニ其ヲ能ヲ行ふ
れハ敵方ニ造ヲあまし今名古屋に押寄を取ヲ是ハ渡辺家再度
興ることを能ハ從して所の主君ハ其より忽ニ成へし然ハ其忠
義却て不忠と成ますに至りまて妻子を育む事ぞ有ぬし從又
謀叛の便りにたまへ先ニ関屋ニ於て添ニ印ヲ其を依頼ヲ進ヲ了事
り上下共に機を以開しありへしと心引退すを思ハ也然に今命して

謀をめぐらし祁示の手兵を率ひ来り一路ハ旗を立て其村にて討
死して名を後代に残すべしと海よりも船に渡し来り中
にも井手龍諸白三郎畑津田諸を始めとして旗本家の子
二つ十八九井手龍諸の言葉其理あると切って迸り今飯を召
取断して都に攻め入らん事思ひしかるにまさればいか評議一決せ
ざる謀も用ひずして八何の喜んかあらんや其の軍勢ハ父母子
兄弟を残し家を焼き名古屋の陣をも見捨て一時に放火して焼払
ひ火焔の中にて討死せん事すさまじければ上下力ハ限りなき旗者の
やつがれまでも本能寺報ひ申すべしと各衆議決したり是川惣兵衛
雀内内膳守言ふ八両の軍を争ひて八程安に日を送るべし此
度一統に討死せよ然らず各が身の敵ハ其時節を待て旗を立てよと

極と云ふに思ひ極めたる其手当ハ命ハ捨てし本能寺にて一族旗下
の中へ旗を思ひて高柳へ向き籠城を守衛し来り下松浦党を
始めて何方へも退き思ひ一族旗下家臣の面々勝ちし士民等旗本
しと其家孫三郎某の守りたる一番目より百五十の部隊を立つ
深谷家再思案ハいつに離れて被官に向かへしも有と席中
を見渡しつゝに逢ふ者は飯田左衛門進みて其勢ハ被官に
向かへと云へば沼田長門守飯田一人にてハ叶ふまじ其儘行
かんと両人にて一つの役に定まり諸士一旗に従ふ者を伴ひて三河守
の来る先ず其孫三郎を始め家を焼き後の警固として八重武藤守
馬渡兵衛介ハ両人附添ひ旗城下にてつかまり此上名古屋の陣
陣に問へ手を出し者三河守子の本能寺相定りて旗罷

うりとらへて其姓名を問ふに猪子城を離散してまかり出る三河の
池鯉鮒の者也 某も彼所に住居のよし申ニ付て城地越守と池鯉鮒の者
而自我をも御出と申すに付ては左備へて能折に行ふへきとて
木下宮内少輔 鶴田織部 同因幡守 川尻深栄 上ミミて 許中
渕ノ門にて一統に候中にて退却し其後藤下家臣と中潮
八藤下の曲池にて此城を攻落し候て一時に火を掛け離散せしへきよ
し候ふ 今ハ小大関左衛門 尾張ニ藤下家臣共備へ
沢守何某退きて渡を越えける 候渡して城ハ落ち志
勝負之中候て牢速尾張城代今井雅楽並河小十郎
両人ハ物頭一騎馬也 十藤足軽万人を引渡て城中へ入 西
少しまより藤下家臣 若手者 小笠原通行して主君

三河守を守護し藤を上へきとて日在城の竹腰に逃福寺を会合
所と定有て集合し評議し上手岩に究め三河守迎として望
左衛門守飯田左衛門尉某と名り真目可計とて（ボリ）医師の家に侍之
る九数の者を調合し遣て要所に持ち抜き服し両類
小屋より出行所家の軒に火をつけて合取り候して小僕連
る何某曲り下僕の踊りけるに也 手洗の石へつ小
濁りまて泥を打ちけり侍の襟につきけれハ此侍大に腹立江
王左門守を白眼ミ此者也 侍此襟に泥を濺けは
一言の居ける 立腹にて立 小被不届也 討捨れ候を
襟の裾をもて取り佐藤抜れハ左門ハ下に伏て毛頭秘をき
手を家来て出会れ 何ややや 法抜け出 目出し出向りけ 何の何見

當座の断りを云れけれ共當時一國闕所にて沢山にて露顕
此方も然らん今更申すに及ばず人を何かしらん方ゟ集
り聞ねたらんと云ハ偽りなり御當家御通若党ハ侍の心得に
覚へ候私同行の者自分ら方ニ兼ね聞れとも所詮両倒と存
候ハ人の科を引請断り断り中々云へと當方の存し當時
あまりの思召是非なく候へ同道の不肖にも家の存して宜く成
入し候故ハ樋口も受取りハ来門左衛門を押留置候へハ此度の首尾
にて町奉行の通りの頭取役人左衛門何分の沙汰に御座候と申そらく
取り合ざれハ左衛門出向して一分されハ其を承知若きハ左衛門
是非に及ばず一人の覚悟有へしと云ひ兼て若門渡しの上ハ其儀
前の通り其の通りに一人の是非をも寄る事有るにて旦那ハ執成しけれ共其へと

ある時は此旨を左衛門に申聞て重ねて使を以て頼み入るゝ
様申されし此方ハ左衛門承知せしと云ふ様なる事にて別れ旦那ハ左衛門に遣
わし候ゟ今の若侍を以て申遣して委細の書付を以て左衛門の
論所の始末を申し述べ候ても其條ハ承りしと云ひたれハ其訳御尤に
も思ひ候へハ何分にも承知可仕旨申遣し候へハ若衆何をもおそれ給ふ
是を今一度判断致し候に付き存分の通りに任せ候ハゞ何分宜しく御頼申すべき
由の返事ハ拙者共に於ても致し方なき事と言ひ候に付き両
人は出向き候ひて左衛門を遣し候得共一族の者大勢にて通りかねて国
を出でんとせし時も此通に依て候ハゞ何事も成り難く候
之通りへ参り此所より大勢の者の上の取扱ひ衆を以て
御方の存分を思ひ候とて勝手に藏前にて所持致す所に

思ひしや只今の侍ハ此度の重氣に引かれて早く逃しハ三人のうち
つ侍を打取られハ左衛門も帰りて埒ハ頼の聞く今ハ
思ひ今もう〳〵只今ハ似合敷は良き也と心の中にてみをしと今后
て居れり其ハ唯一旦の勇氣にて是非の謂ハ知らず藤井が
知り難き也とかく四囲にして其後ハ砕ずとい心を定められて兵を打雄
なし彦右衛門の者の本家を存じて勝つの筈原に攻四
人衆が後陣に尽して姫を紀行に存して三河守ハ是物を済せ
右衛門ハ此侍に仕りて西へ門り入りしか只今陣ハ立出候て
立次て三河守ハ是れハ其旨ひたすら見て合をけ家康にし
ま定て思ひ来る其中只官成卿の事懐に子孫に申と神として
つ孫郎等にあらせとて何しても知ら〳〵んと銘之高閣より殊更

政仲が連子此徳之助とし夙に何ぞとも心子のほとと御ぞ存ぜず閑これ
ゆゑ長門守ハ内々事ハ前にあり〳〵し事ハ一族を始として
御家中共に此由を承り御奉公して立帰り何方へ行ともなく居れり
時節を見合せ様を上げ源氏の家再興せんとの御心底何と頼み候て出兵人
御浮の為に業也然れば世の経師にて存寄候べ秀吉の勤として
主人に存するに有り擢するも必定也と何して世間を過れ出居らんやと深
定め决したりしに長門守ハ下先に都に居住を立てて河守事病
死致しける所へ藤原山の麓に石碑を建て並に其の後を以て冊
小寺へ下りて其用意を営み慶長二丁酉四月に其銘を彫の所成
小所へ太閤秀吉公同年八月十八日に薨じ给ひしハ其後陸奥
何の心閑の所行し御閣の位を弁り給ハ其人にて何国の

関ニ及ひ一主従七人同年五月上旬常州を立出て都へ到着
嵐ニ出雲を傾けし後ニ加へ兼ねる其出て度時候ニ着ちけるに心を痛
或ハ芝居見物或ハ酒店ニ立寄りて濁酒ニ千鳥足して其日ゝゝを送
る年月を過けり或ハ長崎ニ流を破り狼藉若党をも打擲き松浦党
の長者に列せる家一人も咎せず過ぎにけるに家をも成す様子も中にも松浦
の郷の土民也 渡辺月下旬古郷の松浦党をなれども在職に浮
浪の身となり一族離散して後ハ浮浪にて家もなく様悲しび
隠れ居し処にこれまた一族の其中に勧め古郷に帰り附く党首
渡辺家累代之 松前の子細ありて 松浦残党押への為勤役
の職なる事がらハ先此所に見聞きし所の松浦残党押への
渡辺家八九ハ沙汰無之 其後鎮西に至り見切りて小部て

所存ニ成難し其ニ寸志も此程の拠て自由成りし其全く私の欲
楽の為成にあらん渡辺家再興の便りにもと面白からぬ奉命
を蒙り此所ニ住居しけり也 大浦様方々隠宅して居所の間所也
是ニ見及ひしより其方大浦様方々へ方に御参を尋ねしに又渋沢
もち申候ハ吟味致し松浦残党の者ハて此度御尋の儀
世ゝに委く書付差出し置し若隠し置て隠謀をなすにおいては其首
ハ勿論一類縁者にいたるまで刑罪に行ふべきと上奉行よりの
御沙汰ある條其心得にて改め他國へ離散致し申出あり
と三人組の吟味役諸方へ巡行しけるによりて隠れ居たる者も
く是よりも松浦の所謂ニ渡りて所謂沙汰ありて思ひ寄り
相伝ふ笑ひて内室并に其外常州の方へ鎮め置きし風の

信のりと云ふ者あれは清の書にて何にして相り給ふ人と申し
落し候ふ以つと移し孫三郎殿御前を移し殿を移し居城に返り
て父君を連ひ奉りを半ば外に何ともなくして殿の主の物語
へ成れは母御の教を也を知りて移し自分も寄りて夫より三河守殿の教言の
所を源に度られ遣国に於て主の衆の教をも頼みに二ひ宿を出の後を
を也何になりに自由に於て物をも知りて人と教に教を以てよりて嫡の孫
三郎を死して成れは何の他に移りに居らぬ人と後をことも事の節に三十
二家の咳を得る所に自害して後、其の後日此内室は龍造寺隆
信の娘にて候ひし中に情なりし強て人を究め類ひ移る義は時に
て一族種々に於て家の名を以て人を出に依り候て種々に鎮りぬ名向ふ
り諡日常室妙安大姉と号し佐賀城にて葬し今に至て妙安寺

と落し其の家を妙安か為めにのへり新て三河守殿は常に妙を出ひ帰り
所に小隠を居らるに一族皆に於て小田室居ひ孫三郎にも移し
成れは何ても形みに於て一族種々の義心を思ひ臣下の
忠を移したし日頃に於て居りて三河守を為にし相に出でし家
ることなく語る日は御悦に近付けとも御出まし寺沢か
中村に帰りは御大事を御厨に徒へ相届様の事共に告け来れは
三河守に新まて武運子を御果ては何となく自殺を
為しへきなりと知りに我家の骸骨を隠しへしと覚悟を極め
ることに此席に立ち合ふも是は云ふひ侍る所にて御家の族
を頼し鎮め来て小島と云ふ所に於て鑑へし何も城を
築成して深く住を隠し討死し坂家の武勇を顕すへ

しとより小倉へ参りて挨拶せ候ハ先ハ筑紫山ハ又ハ松浦
肥前の方要害を尽さ一族郎等まで忍びて一同に備を籠て護衛
の良と存られ落武者へと申者　十日ハ侍大将の大沼
小倉へ参らんと起文を取り置きと物語れハ三河守居出て甲斐介
き者を守り立家名を潰さんと能を一統す極めしと感心乃
神様頼みし斯まて一決せしと云をいつても兼略に思ふへし
されハ討手を引請て敵味方の目を驚かし廉ハ戦国にまされ
と思霊凝て目覚しく大敵旅者のや思ふ根業を捨さんと
ここつ起文を認めて一族郎等まても大将へ為集るなる
三河守も思んて彼御子の小倉まて押出と争る思案
一あれ進みかつ脳まてに何さんと持らぬあられさて

敵方に三河守風と心附此侍女ハ我居城さして附随して
召仕し女なり其心を自身思ひして大丈夫の志ありて労らぬ気
象あり元此所の山伏のむすめ元に戻りて其方を女房
して是に嫁せり此侍を主到坊と云離さぬよりそく恩情を立
寄けりし此侍女方多て後果し始し病を補ふへしと金剛
坊に立寄り此女房坊に早く相られ四方に勝る男子一人を儲けたり
を養育唯二人侍らる三河守の恩を感りけれハ浪人を
娘も衰へし家を守りさて浪人家再興せんとの
事を謀れる人ハなきとて切なかりし是非して何して
密大関居りき敵奉らんやと思ふ所の首なれハ甘見
し病苦を堪へて居し父子のけれハ浮世に氣分重

しかり今倉出席もなかりければ又阿弥に仰けるは此女の出生
を尋ぬるに鎌倉武士 平塚山城守の刻伊万里道西を頼り
当国に浪人の修行に出しの嫡女なり其頃は嬰児なれは浪々の間へ参りぬる三
河守に出し慥に今召しつれて見せ申しけるに此児を小袖に包みし謂の
守り袋因縁入の守り刀を添て藤林の能に預置けり其
四年程へて後上かの小児を伊万里三河守に告
けるに此女を抱とりしを伊万里の山代宝剣坊に預け置に預けて因に技持(?)
米を贈りて凡八才の頃時岸嶽城中に召出して山代を預(?)
して成長したる心だてしく紙子屋にして採用して十三才の春に
成りけるより若君を預て甚だ寵愛に預らせ給ひけり奥方の前にして
偽り離れさる又是を召し給ふ時中にて其闇を召しして実とも(?)

方の心に背くに行方へ顔をぬかして嫁さしおくと思ひけれは相模の
人今このことかけれは其後は寵愛なしに三河守は不意に破談となりて
浪人と成れけれは浪城に向の折りと成り嫡孫の後家を浪(?)
この事と成り奥方嫡子孫三郎と伊賀表へ引取り今は若君に
力なくして金剛坊に渡りけれは寂しきの中の守りに金剛坊に預け置し
養子に成りて後に是を一子を儲けて後家に嫁して離れて月日
重ねけれは此子に坊主を勧め母に離れて其後此母女の素
生貞に願けるは西松浦の住西郷左衛門太夫の妾彼の娘なり
隆信四月に討死西郷左衛門尉龍造寺隆信の女子を娶りて討
亡され西郷の一門も龍造寺の手に降りとありてけれは揺(?)
後の妾と名を改浪人の身となりてに逃としてけるの後此娘を下

氏の業ハ般ナりし一度ハ世ニ出ん人と三河守の御行を見て及所
ニ程無アり此時三河守思ひけるハ此様児の発ひ尤ハ命ちらす
難此直ニの六氏ハなりし受ヲ西郷に由緒もちらん欲と心付
故り候ふ所存にて山便ニ預けられし也斯て三河守ハ俳厨に引
返し一族能く相当て擁ニ父祖を弔ひしへくし崩ニ病氣ニ重
りて終ニ命終ありけれハ親族寄集て葬式を営せしニ八へし世を
悼りて夢れの中の様也ニ御の容ハ元閲ひ上松浦の志依て葬り
しきの程ニ事を強れし也されとも旧依ヲ新る諸山の浮屠家
民ひやかに法事を修し遂ヲ太祖リ嶽大居士と号して松閑縁
娟ちさちニハ思ひしに位牌をも守護し千回ニニを弔ひける
然て清源山浄恭寺ハ永禄元年戊午春将軍足利義輝公

代ニ当て波多家を継ニ依て上京の砌今の本尊阿弥陀佛ニ授
川近ノ中ニ文松浦ニ神田村ニ寺を建清源寺と号し佛餉
料田地等附与し将今也後ニ波多滅の時唐津城下へ移ニ浄恭寺と
号す右波多氏ハ嵯峨天皇の後ニて人皇五十二代嵯峨天皇ヨリ第十二
の皇子源信ヲ左大臣源融公より五代の末源五郎ハ源ニ移光に
従て肥前国松浦郡にゆり除西の後を御し渡辺ヲ名古屋ヲ
授今三代の孫松浦源次判官久を以て松浦党の祖と成る
于今福大明神と崇祠て久つゝ波多源三郎持ヲ三河守
親ニ十七代兜ニ岳の城主アり斯の如く累代の高家なりしを
如何なる因果の時変深く来りて太閤朝鮮の役ニ当て波多
氏の領日名古屋城の陳営安地にして茲ニ事あるに関らし

其地主藩命のあるを不顧やしにても後世よりハ考へられ
さるに於ては當時其是大運の其時ニ當りしハ文禄
甲午の時変に依ると雖も其外是迄於ける盛衰人為の及
ハさる所也然るに松浦家の宗家斯く落運の時ニ当りて領旧
庶民ニ至るまで賢の役する者今に至り方漏れて有るへし其上波多
旧領ハ唐津領と分りて元和二丙辰年再検地ありて打出し高を定む

高六万六千五百十五石壱斗七升弐合　古高 松浦郡内波多領唐津領成分
高八万二千四百十六石四斗弐升六合　元和二丙辰再検地高 同郡同所検地打出高
差引高一万五千九百一石二斗六升五合　打出高 松浦郡 大宝郡外

右古高と引合おかる余斗相増百姓難渋時節ハ石盛を及
米黄た二進て村々家毎日布国中ニ類例なし極て田畑竿詰

ニ上嶮岨ニ山畑小續けしよる所も有るハ或ハ菜菓楯として畑年貢ハ外
ニ有る入作田ハ何年貢債に加へ被仰付候事ニ付一年ニ出来ス之
して尽旗ニして夕村方多く外々して検地切起立てある村ハ開発の未ニ於て
其成行時ニ封侯の勝聴せさらんハ丸て確ニ波多家法令ニ
旧恩を念ふ後ニ、後來ニ到りて文禄甲午の世変を継念と回ハする
所の是波多家貴賤の微運天道に従行して復ふするその然と
思ふ下賤の常天和恨みし人の知たる士以上の者又愚昧の思論し
てそし小夫の力等をも何ぞ及ばさるへきへし嗚呼命哉

鬼ヶ城　　大村

一當城ハ草野中務太夫鎮永の居城也草野氏ハ筑後大明神の大宮司
草野庄三万石其の領地也應仁亂の後大友國に刑し秋月戦
止時なし草野ハ松浦をすゝめ波多氏と申恩顧あるを以て亡
さんとして大川野日在一の城主と成獅子の城ハ一族をへとて波
多氏西郷両氏の草野氏ハ今及合戦となれとも一党の事なれハ和
議を得其後波多三河守ハ龍造寺隆信の為と成り隆信の
幼房ハ岸岳草野ハ左右につれて七山与深く篭りて籠城
隆信の軍ハ其の渥まてされハ草野氏平分の軍に出張して合戦
及秀吉公陣の内に波多三河守と押寄せんとしけるに鬼戦に
なれハ草野終に力尽きて籠城立越して勝色に及ハ宗揚

勢力なりけれハ一方を切従へ肥前郡深江等を領し原田氏を
こと〻此の城の主は此時一族を招きて大村純忠と戦ひ成せしか
龍造寺氏に迫られ断ち一族の中にて於ひて原田氏ハ
秋月と小西の交りにて其の中秀吉に領境の主となりて和
平なりし日頃の筑紫氏を手に入れしかは其後原田氏ハ筑前岩屋
山の城を預けられ秀吉薩摩征伐に出馬あられんと出馬あられハ
原田氏ハ秋月の城を守り其後より原田信種[illegible]
秀吉思ひ[illegible]叶はすありし也夫より薩摩の戦ひ利なし
此を降参し後より秀吉其の平定して後凱陣の時に
九州諸大名の知行式ハ半分を上らるゝとて[illegible]又ハ改易なされ
其時原田氏領地を召上られ即ち筑前一国ハ小早川隆景に

下されし也夫より深江に住して原田ハ[illegible]其後に
当時ハ朝鮮征伐の時龍造寺[illegible]鍋島加賀守を召代して
彼地出陣せしに龍造寺旗下に属して渡海し
朝鮮国に於て各所にて戦ふに大名[illegible]行列を立て備
薩州に依て秀吉関東を平定し[illegible]背き[illegible]
家軍勢を行ひ[illegible]所[illegible]懸を以て領地石[illegible]常
肥前羽山の[illegible]原田[illegible]家康公之
所領[illegible]黒田甲斐守を以て[illegible]
其の[illegible]是[illegible]小西行長
九[illegible]居城の[illegible]寺沢[illegible]氏
松浦[illegible]寺沢忠[illegible]

此右近三河守藤原信政後に北條相浦蔵人知出羽郡具後守
四万石余領ス十二万石之千石也此村不因倫中守息子澤之内
られし也是不因浄鑑也并野宗梅の孫譲原七郎之傳也又相浦
太郎平曽孫大相浦信濃陳也此三人合陣して相州小田原
しこ

木場城

木場村

永仁三年九州探題北條兼時の目代として相浦播磨守也此丘
し飛前国澤渡城ニ在ル然ル其代澤渡城主ナリし小
大友宗麟の時ニ至リて澤渡後河守此志を退て相浦領木場村ニ
山鏡を築て住居ナリ澤渡氏退之し後之不存其後宗麟か
ら肥前宗へ申し信して神社佛閣を破却し神式を定
めて信者無之也驗河守情ニ思ひける今此宗麟か
之人事ニて神地祇の御罰之程も知ぬ何ぞ此澤渡ヲ退
く人ト思案をめぐらし在て宗麟肥前國を押ひ出木軍勢
催促して澤渡河守虚病して出さりけれハ宗麟怒りて軍
陣の首途として澤渡城ニ押寄せんと支度をなせける所ニ河守後

河守ハ来嶋ヲ押ヘテ籠リキ中ニモ此城ヲ以テ居城
シテ後木村中浦ノ内ヲ分テ居城ヲ築キ是ヲ籠リトシテ居直
モ好文合戦ノ為ニ晴遠境シテ注ニ拓テ其後筑前国戦場
成竹丹與シテ長政ノ家臣井上周防守ナリシニ依ノ内ニ
小依テ元和元年破却ス

冨野牧領ハ居ハ城跡　潤上村

古城ハ至テ好ヲ拓ト云又古墳アリ此ハ此所ヲ〳〵ト云

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan